



規程の訂正時間を超勤に！ 管理者のチェックは労働時間としてカウント JR東海労の闘いが一歩前進！

会社は、「規程の訂正時間は労働時間内でやってもらう。出勤点呼（所定出勤時刻）から出発点呼までの準備報告時間でできる。それでもできなければ、折り返し準備加算時間でできる」として、静岡地本組合員6名が申請した超過勤務を拒否しました。

規程を訂正する時間は労働時間内ではできないことは当然ですが、訂正した規程を管理者がチェックすることは、さらに不可能です。2月上旬、一度に4つもの規程訂正が指示され、管理者のチェックだけでも5分の時間が要したことで、3月に組合員が5分の超勤申請を行いました。その後、現場管理者に問い合わせしたところ、この時間を超勤として5月分の給与で支払うことになりました。大きな成果です。

最近、規程の訂正のチェックは訓練で行うようになりました。これは、訂正した規程を管理者が、社員個別にチェックすることは、労働時間内できないことを会社が認めたということです。つまり、今まではサービス労働であったことを、JR東海労の闘いにより認めざるを得なかったということです。

会社は、この間のチェックに要した時間を全社員に遡って支払うべきです。闘いは、まだまだ続きますが、JR東海労はサービス労働撲滅まで奮闘します。